定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十二月二十五日

東京都台東区浅草三丁目九番一〇―三〇三号

株式会社猿若不動産

代表取締役　阪本　清恵

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年一月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十二月二十五日

新潟県糸魚川市大字須沢一一七六番地一

須沢生コン株式会社

代表取締役　谷村　知行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十二月二十一日開催の定時株主総会において、平成二十五年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十二月二十五日

兵庫県たつの市龍野町日飼一九〇番地

極東産機株式会社

代表取締役　頃安　雅樹

事業譲受けにつき通知公告

当社は、北田証券株式会社（住所岡山県倉敷市中央一丁目四番一号）の第一種金融取引業に係る事業の全部を譲り受けることにいたしましたので公告します。この譲渡は、無償での譲受けですので、当社の株主及び資本の変更はありません。

なお、効力発生日は平成二十五年一月二十八日です。

平成二十四年十二月二十五日

鳥取市吉方温泉三丁目一〇一番地

大山日ノ丸証券株式会社

代表取締役社長　広瀬　公一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である阿部直彦及びマイケル・フリーマンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十二月二十五日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号帝国ホテル・タワー・ビル

タワーズ・ワトソン・ペンシルベニア・インク

日本における代表者　阿部　直彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるレイチェル・ヘレン・ヘイワードが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十二月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番二〇号神谷町MTセンター一四階

Fujitsu Services, Managed Services, Limited

日本における代表者

レイチェル・ヘレン・ヘイワード

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である櫻井千恵が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十二月二十五日

横浜市青葉区奈良町一五六六番地三四〇

プリアムス・システム・テクノロジーズ・エージー

日本における代表者　櫻井　千恵

限定承認公告

本籍千葉県富津市金谷二〇七七番地八、最後の住所東京都品川区戸越三丁目七番二〇号K―STYLE　被相続人　亡　大庭　弘之

右被相続人は平成二十三年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区川辺町三丁目一番パークシティ横濱E棟三〇八号室

限定承認者　大庭　朋義

限定承認公告

本籍愛知県瀬戸市水北町一五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　一郎

右被相続人は平成二十四年九月十一日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月十一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日

愛知県瀬戸市水北町一五五番地

相続財産管理人　加藤仁亜貴

限定承認公告

本籍兵庫県神崎郡福崎町福崎新四四番地、最後の住所大阪府吹田市佐竹台五丁目一番B二五―一〇五号　被相続人　亡　児島　継雄

右被相続人は平成二十三年十二月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日

大阪府大阪市北区堂島一丁目一番五号梅田新道ビルディング八階弁護士法人大江橋法律事務所

相続財産管理人児島悦子

代理人弁護士　末永久美子

公示送達

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理事業における土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条の規定による賦課金納付の督促状について、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおりに公告します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに督促金額

氏名　岡村　幸雄

住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸一四〇一号

督促金額　金六四三、三四三円

以　上

教示

一　この通知について不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

二　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

掲示場所

督促状は掲載を省略し、原本につきましては組合事務所に備え置き、その写しを千葉県松戸市幸谷七八番地　松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合事務所掲示場において掲示します。

平成二十四年十二月二十五日

千葉県松戸市幸谷七八番地

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合

理事長　吉野　盛正

訂正公告

平成二十四年十二月十七日（号外第二七三号）掲載の（甲）株式会社オータキ、（乙）株式会社サンオータキに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、（乙）の決算公告中、「第4期決算公告」とあるは「第2期決算公告」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年十二月二十五日

埼玉県越谷市南越谷二丁目五番四九号

（甲）株式会社オータキ

代表取締役　大滝　康雄

埼玉県越谷市大字砂原一三五六番地

（乙）株式会社サンオータキ

代表取締役　大滝　康雄

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二	一	三	規定にする	規定する

平成二十四年十二月十四日（号外第二百七十二号）目次欄中

（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十一日付特第三三号　十二月二十五日付第二七八号二

号四ページ●同月二十二日付特第三四号二ページ●同二四ページ●同日付政府調達第二四五号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）